諸規則

1	奥羽大学学則(抜粋)	P5
2	奥羽大学学友会会則	P5
3	学友会クラブ・同好会が	施行細則P5
4	奥羽大学体育施設使用]要約 ······P5
5	体育館使用者心得 …	P5
6	テニスコートの使用者	心得 ······P5
7	クラブ棟管理規程(抜料	ት) ·····P5
8	クラブ棟使用者心得…	P5
9	武道館使用者心得 …	P6
10	教室使用者心得	P6
11	記念講堂設置規程(抜精	P6
12	記念講堂学内者使用規	程 ·····P6
13	記念講堂使用者心得	P6
14	厚生施設「無垢苑」の利	用についてP6

奥羽大学学則(抜粋)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 奥羽大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並び に学校教育法に基づき、広く知識を養うと共に、深く専 門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を 育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし各 学部のその目的は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊 かな歯科医師を養成することを目的とする。
 - (2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊 かな薬剤師を養成することを目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を達成するために、教育研究等の 状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表 するものとする。なお、点検及び評価については「奥羽大 学自己点検・自己評価規程」として別に定める。

第2章 学部構成

(学部学科)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

第3章 修業年限及び入学定員

(修業年限)

- 第3条 本学の修業年限は、歯学部及び薬学部は6年とす
- 2 歯学部においては、修業年限の2倍を超えて在学するこ とはできない。ただし、在学期間は同一学年において3年 を超えることはできない。
- 3 薬学部においては、修業年限の2倍を超えて在学するこ とはできない。

(入学定員及び収容定員)

- 第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
 - (1) 歯学部 歯学科 入学定員80名 収容定員480名
 - (2) 薬学部 薬学科 入学定員100名 収容定員600名

第4章 学年、学期及び休業日(省略) 第5章 授業科目、履修方法及び講座

(授業科目の区分)

- 第8条 各学部において開設する授業科目は、次の区分と する。
 - (1) 歯学部 教養系教育科目、基礎科学教育科目、 生命科学教育科目、口腔科学教育科目
 - (2) 薬学部 一般教養科目、基礎教育科目、 専門教育科目

(開設授業科目及び履修方法)

第9条 第8条の規定に基づき、各学部が開設する授業科目 及び履修方法等については、別表第1及び別表第2に掲げ るとおりとする。

(講座制等)

- 第10条 歯学部においては、その教育研究上の目的を達成 するため、講座制をとる。
- 2 次の講座をおく。

基礎講座 臨床講座 生体構造学講座 歯科保存学講座 口腔病態解析制御学講座 歯科補綴学講座 口腔機能分子生物学講座 口腔外科学講座 生体材料学講座 成長発育歯学講座 口腔衛生学講座 放射線診断学講座

(単位の算定)

- 第11条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を 45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを 標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、 授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により 単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とす
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とす
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時 間の範囲で本学が各授業科目について定める時間の授 業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、薬学部における卒業研究に 対する単位数は8単位とする。

(選択科目の申請)

第12条 選択履修する授業科目は、毎学年所定の期間に申 請しなければならない。

第6章 職員(省略)

第7章 教授会(省略)

第8章 入学、編入学、転学、休学、復学、退学 及び再入学

(入学の時期)

第19条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格及び入学者の選考)

- 第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一 に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 通常の課程以外の課程によって、前号に相当する学 校教育を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修 了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定し
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有 するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修 了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大 臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 2 本学への入学志願者については、能力、資質、人物、 健康等を考慮して選考する。

(編入学)

- 第21条 次の各号の一に該当する者で、本学の各学部に編 入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、 選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。
 - (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(転学)

第22条から第26条まで省略

(休学)

- 第27条 病気その他やむを得ない理由によって、引き続き 3カ月以上修学することができないと認められる者は、そ の事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に 願い出て、その許可を得て休学することができる。
- 2 学長は、必要により休学を命ずることがある。
- 3 休学期間は、当該年度限りとする。特別の事由がある ときは、引き続き休学期間を延長することができる。た だし、通算して3年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、第3条の在学期間に算入しない。

(復学)

- 第28条 休学の理由の止んだ者は、学長の許可を得て原学 年に復学することができる。
- 2 復学願いには、保証人の連署を必要とし、疾病によっ て休学した者は、本学附属病院又は本学が指定する医療 機関の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により退学しようと する者は、その理由を証明する書類を添え、保証人連署 のうえ、学長に退学願を提出して許可を受けなければな らない。

(再入学)

第30条 学長は、退学した者又は除籍された者が2年以内に 再入学を願い出たときは、選考のうえ、当該学部教授会 の議を経て許可することがある。この場合には、既修授 業科目の全部又は一部について再履修を命ずることがあ

第9章 入学検定料、入学金、授業料その他納付金 (入学検定料)

第31条 本学に入学を志願する者は、入学検定料(歯学部 40,000円、薬学部30,000円)を入学願書に添えて納入す るものとする。

(入学金等及び再入学金)

第32条 入学を許可された者は、所定の期日までに次表の

入学金、授業料を納付しなければならない。ただし、第 30条の規定により再入学を許可された者は、入学金の2 分の1を納入するものとする。なお、歯学部3年次及び4 年次編入学を許可された者は、所定の期日までに歯学教 育充実費を納付しなければならない。

	歯学部	薬学部
入学金	500,000円	200,000円
授業料	3,500,000円	1,500,000円
歯学部		
歯学教育充実費	3,500,000円	

第33条 学籍にある者は、次表の授業料を納めなければな らない。

	歯学部	薬学部
授業料	3,500,000円	1,500,000円

2 授業料その他定められたものは年額とし、次の2期に分 けて2分の1額ずつ分納することができる。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

- 3 休学者に係わる第1項に定める授業料の納付金は、学期 毎に1期分の3分の1を休学費として納入しなければなら ない。
- 4 学長は、授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納 入しない者については、当該学部教授会の議を経て除籍 することができる。

(実験実習費)

第34条 学生の実験実習に要する費用は、別にこれを徴収 することがある。

(学費の変更)

第35条 在学中において授業料及びその他の納付金に変更 があったときは、新たに定められた金額に基づいて納入 しなければならない。

(返還)

- 第36条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びそ の他の納付金は、いかなる事情があっても返還しない。
- 2 入学時所定の期日までに入学許可の取り消し又は入学 を辞退した者にあっては、その者の請求により授業料及 びその他の納付金を返還することがある。

第10章 学修の評価、進級及び卒業

(学修の評価)

第37条から第39条まで省略

(シラバスを参照)

第11章 学位の授与

(学位の授与)

第40条 本学を卒業した者に対し、次の区分に従い学位を 授与する。

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(薬学)

第12章 賞罰

(表彰)

第41条 学業の優秀な者又は善行のあった者は、当該学部 教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

- 第42条 学長は、学生がその本分に反する行為をし、又は 本学の諸規程等に違反する行為があった場合は、当該学 部教授会の議を経てこれを懲戒する。
- 2 懲戒を分けて訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行 う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反し た者

第13章 研究生、聴講生並びに委託生

(研究生、聴講生、委託生)

- 第43条 本学に研究生、聴講生並びに委託生の制度を設け ることができる。
- 2 研究生、聴講生並びに委託生に関する事項は別に定め

第14章 公開講座

(公開講座)

第44条 本学に公開講座を設ける。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第15章 大学院

(大学院)

第45条 本学に大学院歯学研究科を置く。

2 大学院歯学研究科の学則等については、別に定める。

第16章 附属施設

(附属病院)

- 第46条 一般患者の診療及び学生の臨床実習に資するた め、本学歯学部に附属病院を置く。
- 2 附属病院において開設する科目は、次のとおりとする。
 - (1) 歯科
 - (2) 歯科口腔外科
 - (3) 矯正歯科
 - (4) 小児歯科

- (5) 内科
- (6) 外科
- 3 附属病院の組織、管理及び運営その他必要な事項は、 別に定める。

(附属薬用植物園)

第46条の2 本学薬学部に附属薬用植物園を置く。

2 附属薬用植物園の管理及び運営その他必要な事項は、 別に定める。

第17章 図書館

(図書館)

- 第47条 職員及び学生の研究、学修に資するため本学に図 書館を置く。
 - 2 図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第18章 特待生制度

(特待生制度)

- 第48条 本学建学の主旨により、人物、成績、健康共に優 秀な者には、これを特待生として授業料の全部又は一部 を免除する制度を置く。
- 2 特待生制度に関する事項は、別に定める。

第19章 雑則

第49条 本学則のほかに教育、研究又は学生に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 奥羽大学学友会規則

第1章 総則

- 第1条 奥羽大学学友会(以下「本会」という。)は、その事務 所を奥羽大学内におく。
- 第2条 本会は、奥羽大学生が相互の課外活動を通じて、自 主性を涵養し豊かな学生生活をおくるとともに、奥羽大 学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、奥羽大学学部学生を会員とする。
- 2 会員は、年額1万円の会費を納入しなければならない。
- 3 本会の運営費用は、会費および助成金により行う。
- 第4条 本会は、奥羽大学生の規律ある課外活動のため、次 のとおり組織する。
 - (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 体育部会
 - (4) 文化部会
 - (5) 企画部会
- 2 前項の会議に会長・副会長及び監事は、出席する。
- 第5条 本会は前4条のほか団体を置く。団体は学友会に所 属し、クラブと同好会により構成される。

第2章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 運営委員10名
 - (4) 監事4名
 - (5) 体育部会長1名 文化部会長1名 企画部会長1名
- 第7条 役員は次のとおり選任する。
 - (1) 会長は、運営委員会の推薦により、会員の中から選 出する。
 - (2) 副会長は、会員の中から各学部ごとに1名ずつ会長 が委嘱する。
 - (3) 運営委員は、会員の中から各学部ごとに5名ずつ会 長が委嘱する。
 - (4) 監事は、運営委員会の推薦により、会員の中から選 出する。
 - (5) 体育部会長と文化部会長と企画部会長は、会員の中 から会長が委嘱する。
- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、止むを得ない事由により会 長が会務を遂行できない場合は、予め会長が指名し た副会長が会務を代行する。
 - (3) 運営委員は、会務を審議する。
- 第9条 監事の任務は、本会及び各委員会の会務の執行状況 及び財産状況を監査する。
- 第10条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1 年間とする。ただし、再任を妨げない。また、役員に欠

員を生じたときは、補充することができるが、その任期 は前任者の残任期間とする。

第3章 総会

- 第11条 総会は、会員をもって構成し、最高議決機関とす る。
- 第12条 総会は、定時総会と臨時総会に分ける。
- 第13条 定時総会は、毎年春期及び秋期の2回とし、会長 が10日前までに告示招集する。
- 2 春期定時総会に報告すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 組織及び事業の概況
 - (2) 各団体の概況
 - (3) その他の必要事項
- 3 春期定時総会において審議すべき事項は次のとおりと する。
 - (1) 前年度の決算及び財産の承認
 - (2) 今年度の予算の承認
- (3) その他の必要事項
- 4 秋期定時総会に報告すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 組織及び事業の中間報告
 - (2) 各団体の予算執行状況
 - (3) その他の必要事項
- 5 秋期定時総会において審議すべき事項は次のとおりと する。
 - (1)クラブ及び同好会の昇格と降格の決定
 - (2)規則の変更
- (3)その他の必要事項
- 第14条 会長または運営委員の過半数または監事の半数が 必要と認めたとき、会長は臨時総会を速やかに招集しな ければならない。
- 第15条 総会は会長が仮議長となり、出席した会員の中か ら議長1名と副議長1名を選出する。
- 第16条 総会は会員の出席により成立し、出席会員の過半 数をもって決する。
- 2 議長と副議長及び運営委員は、議決に参加することがで きない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第17条 会議ごとに会長または会長の指名による書記が議 事録を作成し、会長が事務所に保管することとする。
- 2 議長は、議事録署名人2名を指名する。
- 第18条 総会の議事進行を妨害する者を、議長権限で退場 させることがある。

第4章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は運営委員のほか、会長と副会長と監 事をもって構成する。
- 第20条 運営委員会は、総会に付議する議案を協議立案す る。
- (1) 会長及び監事の選出
- (2) 予算ならびに決算

- (3) クラブ及び同好会の昇格と降格
- (4) 規則の変更
- (5) その他
- 第21条 会長は、運営委員会を招集し議長となる。
- 第22条 運営委員会は、役員の過半数の出席により成立し、 出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、 議長がこれを決する。
- 第23条 運営委員会は、予め委任状を提出した役員を出席 とする。

第5章 体育部会

第24条 体育部会は、体育系クラブと同好会の主将と全日 本歯科学生体育連盟(以下「歯学体」とする。)の評議員と東 北地区大学総合体育大会(以下「東北総体」とする。)の常任 幹事を部会員として構成し、体育系クラブ予算を各クラ ブの活動状況を考慮した上で配分決定し、その他体育活 動に関する事項を協議する。

第25条 体育部会に次の実行委員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 部会員の中から部会長が委嘱した副部会長2名
- (3) 本会運営委員の中から、会計として2名
- 第26条 体育部会は、体育部会長が招集しその議長となる。 第27条 体育部会は、過半数の部会員の出席により成立し、 出席者の過半数で決する。体育部会は、予め委任状を提 出した部会員を出席とする。

第6章 文化部会

第28条 文化部会は、文化系クラブと同好会の代表者を部 会員として構成し、文化系クラブ予算を各クラブの活動 状況を考慮した上で配分決定し、その他文化活動に関す る事項を協議する。

第29条 文化部会に次の実行委員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 部会員の中から部会長が委嘱した副部会長2名
- (3) 本会運営委員の中から、会計として2名
- 第30条 文化部会は、文化部会長が招集しその議長となる。 第31条 文化部会は、過半数の部会員の出席により成立し、 出席者の過半数で決する。文化部会は、予め委任状を提 出した部会員を出席とする。

第7章 企画部会

第32条 企画部会は、学友会の行事のすべてを企画立案し 具体化することを目的とする。

第33条 企画部会に次の実行委員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 会員の中から部会長が委嘱した副部会長2名
- (3) 会員の中から部会長が委嘱した部会員6名以内
- (4) 本会運営委員の中から、会計として2名
- 第34条 企画部会は、企画部会長が招集しその議長となる。 第35条 企画部会は、過半数の部会員出席により成立し、 出席者の過半数で決する。企画部会は、予め委任状を提 出した部会員を出席とする。

第8章 顧問・会計

- 第36条 運営委員会で立案され総会で議決された予算と決 算及び財産状況を監査し、適切な助言を与え、適切な学 友会活動が図られるよう顧問を置く。
- 第37条 顧問は、各学部学生部長が歯学部と薬学部のそれ ぞれ指名した学生部委員1名と大学事務局長が指名した2 名が当る。
- 第38条 本会の予算は、秋期総会前に体育部会と文化部会 と企画部会が編成し、運営委員会に提出しなければなら ない。
- 第39条 本会の決算は、会計年度終了後に編成し、監事と 顧問の監査を受け、運営委員会に提出しなければならな 110
- 第40条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31 日に終わる。

第9章 規則の変更

第41条 本規則の変更は、運営委員会と総会及び顧問の承 認を必要とする。

附則

本規則は、平成元年4月27日から施行する。

附則

本規則は、平成元年12月20日から施行する。

附則

本規則は、平成7年12月15日から施行する。

附則

本規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

本規則は、平成11年4月1日から施行する。

🖪 学友会クラブ・同好会施行細則

(趣旨)

第1条 奥羽大学学友会(以下「本会」という。)に所属する課 外活動団体の円滑な運営を図るため本細則を定める。

(団体区分)

第2条 本会の運営上、課外活動団体を「クラブ」及び「同好 会」とに分け、その資格はクラブの要件に準拠し区分する。 (団体の資格)

第3条 団体を構成する学生数は、10名以上とし、教員の 中から顧問(以後「クラブ顧問」と称する。)を置くこととす

(団体の認定・登録と同好会維持費)

- 第4条 あらたに団体の認定を受けるときは、「団体認定願」 と「団体の規則」と「団体の名簿」を学生部長に提出し審査 を受ける。認定を受けた団体は、本会に認定証を提出し、 登録をする。
- 2 認定された団体は同好会として、本会より維持費を支 給される。

(各規則の遵守)

第5条 団体は、施設利用の定め等を遵守しなければならな

(団体の義務)

- 第6条 団体は、「団体の規則」を整備し、出納と活動を記録 する。
- 2 前項につき、本会会長の要請があるときは掲示しなけ ればならない。なお、名簿は署名・印を必要とする。

(団体の登録の更新)

第7条 団体は、毎年5月31日までに「団体の名簿」を本会に 提出し、登録の更新をしなければならない。

(クラブ資格の猶予)

- 第8条 団体設立後、1年を経過しない団体は同好会として 認めない。
- 2 2年を経過しない同好会は、クラブとして認定しない。

(審査資料提出の義務)

- 第9条 クラブと同好会は、毎年12月1日までに、審査資料 として、次に掲げるものを本会に提出しなければならな い。提出がないときは、団体存続の意思なきものと判断 し、登録を抹消する。
 - (1) 団体の名簿
 - (2) 活動の記録
 - (3) 出納の記録

(クラブの要件)

- 第10条 「クラブ」の認定は、前条に定める審査資料を基礎 とし、本会の行う年間調査及び学生部長が把握した団体 個々の活動を参考として行う。
- 2 認定条件はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 団体加入者が第3条に定める数を越えていること。 ただし、最高学年に在籍する加入者に限り、その0.5を

乗じて得た数をもって該当学年の加入者数とする。

- (2) 複数の団体に加入しているものが、3分の1以下で あること。
- (3) 年間活動計画書の内容に沿った活動をしているこ と。
- (4) 年間の活動日数が90日以上であること。
 - ア. 体育系にあっては原則的に歯学体・東北総体に出 場し、参加種目にない団体はそれに準ずる大会に出場 すること。
 - イ. 文化系にあっては年1回以上の発表会等を行うか、 または、参加すること。
- (5) 団体及び団体の構成員に不祥事等がなく、定められ た課外活動の諸規則に従って活動していること。

(クラブの昇格と降格の審査)

第11条 本会は、毎年12月に個々の団体の活動実績を審査 する。大会や発表会などへの参加状況が対象となり、ク ラブと同好会の昇格と降格の決定基準となる。

(クラブ費の支給)

第12条 本会は、「クラブ」としての認定を受けた同好会に 対しクラブ費を支給する。

(予算書の提出)

第13条 クラブは、クラブ費の配分を受けるため毎年11月 の指定された日までに、体育部会か文化部会にクラブ予 算書を提出しなければならない。

(配分額の調整)

第14条 体育部会と文化部会は各クラブから提出された予 算書に基づき予算配分額を審査調整決定する。

(クラブの会計)

第15条 クラブは、支給されたクラブ費の支出につき、領 収書を保管するなどして会計簿などにより適正な管理に 当らなければならない。

(決算書の提出)

第16条 クラブは、3月31日までにクラブ費の決算を行い、 会計簿に領収書を添えて決算書を提出しなければならな い。余剰金がある場合には、返還するものとする。

(クラブ費の返還)

第17条 決算監査の結果、クラブ費の支出に不明なところ や本会の規則と異なる支出がある場合は、会長がクラブ 費の全額または一部について返還を命ずることがある。

第18条 本細則の運用にあたっては、本会規則に定める審 議過程を経る。必要に応じ、本会顧問の意見を聞くこと ができる。

附則

(会議)

この規則は、平成3年10月7日から施行する。

附則

本細則は、平成9年4月1日から実施する。

附則

本細則は、平成18年4月1日から実施する。

4 奥羽大学体育施設使用要約

- 1) この要約は、奥羽大学体育施設(以下「体育施設」とい う。)の使用に関する事項を定めるものとする。
- 2) 体育施設は、原則として奥羽大学の学生および職員が 使用するものとする。
- 3) 体育施設は、次の区分により使用する。
 - (1) 奥羽大学が主管する行事
 - (2) 奥羽大学の正課体育授業
 - (3) 奥羽大学の学生および職員の体育活動、特に本学学 生の課外活動等
 - (4) その他
- 4) 体育施設の使用を希望する者は、使用日の7日前まで に使用許可願を学生課・学事課に提出し、学長の使用許 可を得なければならない。また、使用の目的・内容・時 間等を変更する時は、事前に届け出て許可を受けるもの とする。
- 5) 体育施設の使用時間は、原則として午前9時から午後8 時までとし、準備・後始末に要する時間を含むものとす る。ただし、授業日以外の休日に限り使用時間を午後5 時までとする。

- 6) 次の各号の1に該当するときは、使用を許可しない。
 - (1) 他に使用予定があり余裕がないとき。
 - (2) 使用目的が管理上不適当と認めたとき。
 - (3) 天災等による事故発生の恐れのあるとき。
- 7) 使用許可後、又は使用の中途であっても、次の各号の 1に該当するときは、使用条件の変更またはその許可を取 り消すことがある。
 - (1) 大学においてやむを得ない事情が生じたとき。
 - (2) 使用要約および使用心得に反したとき。
 - (3) 使用を認め難い事情があるとき。
- 8) 建物・備品・器具等を破損もしくは滅失したときは、 原則として使用者において、その損害を弁償するものと
- 9) 体育施設の使用に関して、この要約にない事項につい ては学長に諮って処理する。
- 10) 体育施設を使用する者は、別に定める「使用者心得」 を遵守しなければならない。

5 体育館使用者心得

- 1) 使用者は、学生課・学事課に使用者名・日時等を届け ること。
- 2) 使用時間は ・授業日 午前9時~午後8時 ・休 日 午前9時~午後5時とする。
- 3) 喫煙をしないこと。
- 4) 整理・整頓を心がけ、使用後は必ず清掃すること。
- 5) 上履きを用いること。土足は厳禁とする。
- 6) 掲示および貼紙の類は許可を得ること。
- 7) 火気使用および飲酒は厳禁とする。

- 8) 施設内で不適当な活動は行わないこと。
- 9) 施設・設備に毀損が生じた場合は、すみやかに学生課・ 学事課に届けること。
- 10) 事故・怪我等が発生した場合は、すみやかに学生課・ 学事課に届けること。
- 11) 体育実技用の用具は、原則として貸出しをしない。

6 テニスコートの使用者心得

- 1) 使用者は、学生課・学事課に使用者名・日時等を届けること。
- 2) 施設を無断で改変しないこと。
- 3) 整理・整頓を心掛けること。
- 4) テニスコートではハードコート用白底のテニスシューズを使用すること。
- 5) 使用時間は ・授業日 午前9時~午後8時 ・休 日 午前9時~午後5時とする。
- 6) 事故・怪我が発生した場合には、すみやかに学生課・ 学事課に届けること。
- 7) 体育実技用の用具は、原則として貸出しをしない。
- 8) その他、係員の指示に従うこと。

7 クラブ棟管理規程(抜粋)

- 1) クラブ棟は、大学教育の一環としての学生サークル活動を助成するための施設とする。
- 2) クラブ棟の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、休日に限り午後5時までとする。
- 3) クラブ棟に会議室、音楽室、和室、暗室、器具庫及び 談話室(以下「会議室等」という。)を置く。
 - (1) 会議室等(談話室を除く。)は、本学の学生で組織するサークルで、本学が公認したものが使用できるものとする。
 - (2) 談話室は、本学の学生が使用できるものとする。
- 4) 会議室等(談話室を除く。)を使用する者は、使用する日の1週間前までに使用願を提出し、学生部長の許可を得なければならない。
 - (1) 前項の規定にかかわらず、サークルが恒常的に会議 室等(談話室及び会議室を除く。)の使用を希望する場合

- は、学生部長は、6月1日から翌年5月末日までの使用 を許可することがある。
- (2) 前項の規定により使用の許可を受けようとする者は、**毎年5月20日**までに使用願を提出しなければならない。
- (3) 学生部長は、第1項の願い出については使用する日 の2日前までに、前項の願い出については調整のうえ5 月末までに、使用許可書を交付するものとする。
- 5) 学生部長は、許可をうけたサークルがこの規程等及び 許可条件に違反したときは、当該許可の取消し、又は一 定期間使用を停止させることがある。
- 6) 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品を 破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなけれ ばならない。

8 クラブ棟使用者心得

クラブ棟は、各サークルの課外活動施設として設置されたものである。したがって、使用にあたっては「クラブ棟管理規程」および次に掲げる事項を遵守し、他人に迷惑を及ぼすような行為のないよう各自が連帯意識をもって使用すること。

- 1) すべてのサークルが使用できる場所を除き、指定された部屋以外の場所に立ち入らないこと。
- 2) クラブ棟には、許可なく外来者を出入りさせないこと。
- 3) 整理・整頓を心がけ、共同で使用する場所については 各サークルが輪番制で清掃すること。
- 4) 会議室の使用にあたっては、備え付けの使用簿に必要 事項を記入のうえ使用すること。
- 5) 火災予防上、暖房器具や危険物を持ち込まないこと。 なお、備え付けのガス器具等の取り扱いについては十分 注意し、使用後の点検を怠らないこと。

- 6) 喫煙をしないこと。
- 7) 施設、設備、備品等を破損または滅失した場合は、すみやかに学生課・学事課に届けること。
- 8) 備品等は、無断で移動したり、持ち出さないこと。
- 9) 床面保全のためスパイク、下駄等を履かないこと。
- 10) 施設内に金銭及び貴重品を保管しないこと。
- 11) 施設内では飲酒をしないこと。
- 12) サークルの連絡等は「クラブ告知板」を利用することとし、施設内に掲示をしないこと。
- 13) 施設使用を終了したサークルは、必ず火気点検、消 灯等を行ってから退室すること。また、最終退室サーク ルの責任者は、使用終了の旨を必ず守衛所に届けること。
- 14) その他クラブ棟の使用に際しては、使用上の注意および係員の指示に従うこと。

武道館使用者心得

武道館は、武道系サークルの課外活動施設として設置さ れたものである。したがって、使用にあたっては、次に掲 げる事項を遵守し、他人に迷惑を及ぼすような行為のない よう各自が連帯意識をもって使用すること。

- 1) 武道館の鍵は学生課・学事課に備えることとし、使用 者は、必ず「武道館使用簿」に必要事項を記入のうえ、次 のことを留意して使用すること。
 - (1) 開錠後は、直ちに鍵を返却することとし、鍵の転貸 をしないこと。
 - (2) 施設使用を終了したサークルは、必ず火気点検なら びに消灯、施錠等を行ってから退室すること。また最 終退室サークルの責任者は、使用終了の旨を必ず学生 課・学事課に届け出ること。
- 2) 整理、整頓に心がけ、使用後は必ず清掃すること。
- 3) 大学の許可なく外来者に使用させないこと。

- 4) 暖房器具等の火気使用をしないこと。
- 5) 喫煙をしないこと。
- 6) 施設および整備、備品等を破損または、滅失した場合 はすみやかに学生課に届け出ること。
- 7) 備品等は、無断で移動したり、持ち出さないこと。
- 8) 施設内に金銭および貴重品などを保管しないこと。
- 9) 施設内では、飲酒をしないこと。
- 10) サークルの連絡等は「告知板」を利用することとし、 施設内に掲示をしないこと。
- 11) その他、武道館の使用に際しては、係員の指示に従 うこと。

教室使用者心得

- 1) 学生が団体の集会・行事等のため教室を使用する場合 は、「集会等許可願」および「教室使用許可願」に必要事項 を記入のうえ7日前までに学生課・学事課に提出し、学生 部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 2) 教室の使用時間は、授業日にあっては授業終了時から 午後8時までとし、休日は午前9時から午後5時までとす る。ただし、特別な事由により学長が使用時間の延長を 認めた場合はこの限りでない。
- 3) 教室使用に際しては、下記事項を厳守することとし、 使用責任者は教室使用に関しての全責任を負うものとす
 - (1) 火気使用および飲酒は厳禁する。
 - (2) 設備および備品等を損傷するおそれのある行為を しないこと。

- (3) 使用後は整理、整頓を行い、必ず原状に復すること。
- (4) その他使用にあたっては学生としての品位をそこ ねないよう行動すること。
- 4) 使用責任者は、必ず教室使用許可証を携帯することと し、本学の教職員および警備員から提示を求められた場 合は、ただちにこれに応じなければならない。
- 5) 教室の設備・備品等を毀損または紛失した場合は、こ れを弁償しなければならない。
- 6) 上記事項に違反する行為があった場合には、以後の教 室使用を禁止する。

記念講堂設置規程(抜粋)

- 1) 奥羽大学は大学の行事並びに学生及び教職員の研修・ 学術の振興又は学外者の文化の向上等に資するため本講 堂を置く。
- 2) 講堂において行う業務は次のとおりとする。
 - (1) 本学学生の教育・研修等の学事に関すること。
 - (2) 職員の研修並びに福祉等の向上に関すること。
 - (3) 学会の開催等学術の振興に関すること。
 - (4) 学外者に資する文化的諸行事に関すること。
- 3) 講堂の休館日は原則として、本学で定めた休日とする。 ただし、本学の教育・研究・運営上支障のない限り使用 を許可することができる。
- 4) 講堂の開館時間は原則として午前9時から午後5時まで とする。ただし、必要かつやむを得ない場合はこの限り ではない。

12 記念講堂学内者使用規程

- 1) 講堂の使用を希望する場合は使用日2週間前までに、 学生にあっては学生部長又は専任教授を申請者とし、職 員にあっては主任教授又は所属長を通じて所定の申請書 を提出して、館長の許可を得なければならない。使用許 可は原則として申込順とする。
- 2) 使用者が次の各号の1に該当するときは許可を与えな
 - (1) 講堂設置規程1条の趣旨に反するとき。
 - (2) 講堂施設又はその附帯設備をき損するおそれがあ るとき。
 - (3) 政治的集会その他管理運営上適当でないと認めた とき。
- 3) 使用の許可を受けた者でも次の各号の1に該当すると きは、その許可を取消し又は使用を規制することがある。

- (1) 前項各号に該当する理由が生じたとき。
- (2) 使用許可の目的又は条件に違反し、あるいはそのお それがあるとき。
- 4) 故意又は過失により講堂の施設・設備・備品等を滅失 し又は、き損したときは、その損害を賠償させることを たてまえとする。
- 5) 使用責任者は講堂使用に関する全責任を負うものとす る。使用後は直ちに設備等を原状に復し、館長の確認を 得なければならない。
- 6) 使用許可取消しを希望する者は、使用取消し届を使用 日1週間前までに提出しなければならない。

13 記念講堂使用者心得

- 1) 火災および盗難の防止につとめること。
- 2) 建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしな
- 3) 火気の使用および喫煙は禁止する。
- 4) 承認を得ないで所定の場所に備えつけた物件を使用し たり、または移動してはならない。
- 5) 許可された以外の部屋等に立ち入ってはならない。
- 6) 講堂に持込む物件の中、引火しやすいものおよび危険 物等の搬入は禁止する。
- 7) 館長の承認を得ないで、講堂に掲示してはならない。
- 8) 講堂使用者は、整理整頓につとめるとともに、汚損す ることなく常に清潔な殿堂であるようにお互いに留意す ること。
- 9) その他、管理上必要と認めて禁止したこと。

14 厚生施設「無垢苑」の利用について

本学の教職員・学生およびそれらの家族の利用に共する ため厚生施設[無垢苑]が設けられている。以下無垢苑の利 用を希望する学生のために、申込手続・遵守事項・その他 施設利用上心掛けなければならないことがらについて述べ るので、利用にあたっては、学生としての品位をそこねる ことなく、十分留意して利用願いたい。

- 1) 無垢苑の利用申し込みの受付は、利用予定日の1カ月 前から行うものとし、先着順により承認する。
- 2) 集会及びクラブ活動等で無垢苑を利用する場合は、所 定の利用申込書と「集会等許可願」「合宿遠征届」を提出し、 学生部長を経由して総務部長の承認を受けなければなら ない。
- 3) 利用者は、利用承認書を必ず無垢苑に提出するととも に、学生証を呈示しなければならない。
- 4) 利用料その他の料金は、直接無垢苑に支払うものとす る。

- 5) 総務部長および無垢苑管理者は、次の各号の1に該当 すると認めた場合には、利用の不承認・利用承認の取消 し・退去・その他施設の全部または一部の利用を停止す ることができる。
 - (1) 利用申込書に虚偽の事項を記入した者
 - (2) 施設内およびその付近において、風紀・秩序を乱し、 放歌・高唱・喧騒にわたるなど著しく他人に迷惑を及 ぼした者
 - (3) 故意または飲酒のうえ、係員の指示に従わない者
 - (4) その他、学生として品位を著しくそこねた者
 - (5) 前各号に準ずる行為のため、施設管理上支障がある と認められた者
 - (6) 利用者の責に帰すべき理由によって、施設の整備・ 備品等をき損又は滅失したときは、その損害を弁償し なければならない。